

石垣市工事検査規程(平成13年訓令第8号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 請負者 工事の請負契約を締結した業者をいう。</p> <p>(検査の権限)</p> <p>第6条 検査員は、検査を行うに当り必要と認めるときは、請負者に対し、工事の一部を破壊させることができるほか、当該工事の主任現場監督員及び現場監督員又は現場代理人等に対し、書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第9条 検査員は、別に定める場合を除くほか、当該工事の主任現場監督員、現場監督員及び請負者等の立会いのうえ検査を行わなければならない。</p> <p>(検査結果の報告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、工事検査復命書には、工事施工成績表を添付しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(工事の手直し)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受注者 工事の請負契約を締結した業者をいう。</p> <p>(検査の権限)</p> <p>第6条 検査員は、検査を行うに当り必要と認めるときは、受注者に対し、工事の一部を破壊させることができるほか、当該工事の主任現場監督員及び現場監督員又は現場代理人等に対し、書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。</p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第9条 検査員は、別に定める場合を除くほか、当該工事の主任現場監督員、現場監督員及び受注者等の立会いのうえ検査を行わなければならない。</p> <p>(検査結果の報告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、工事検査復命書には、工事成績評定表を添付しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(工事の手直し)</p> <p>第15条 (略)</p>

2 (略)

3 工事担当課長は、第2項の通知を受けたときは、直ちに請負者に対し、工事の手直しを命じなければならない。

(再検査)

第16条 (略)

2 前項の再検査終了後は、請負者は手直し完了届(様式第7号)を提出しなければならない。

(完成通知)

第17条 工事担当課長は、完成検査の結果、完成したと認めたときは、請負者に工事検査(既済部分・完成)結果通知書(様式第8号)を交付しなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第18条 請負者は、合格した旨の通知書を受理したときは、工事目的物引渡書(様式第9号)により、市長に当該目的物を引渡さなければならない。

様式第2号(第8条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

様式第4号(第14条関係)

(略)

様式第5号(第14条関係)

(略)

様式第6号(第15条関係)

2 (略)

3 工事担当課長は、第2項の通知を受けたときは、直ちに受注者に対し、工事の手直しを命じなければならない。

(再検査)

第16条 (略)

2 前項の再検査終了後は、受注者は手直し完了届(様式第7号)を提出しなければならない。

(完成通知)

第17条 工事担当課長は、完成検査の結果、完成したと認めたときは、受注者に工事検査(既済部分・完成)結果通知書(様式第8号)を交付しなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第18条 受注者は、合格した旨の通知書を受理したときは、工事目的物引渡書(様式第9号)により、市長に当該目的物を引渡さなければならない。

様式第2号(第8条関係)

(略)

様式第3号(第8条関係)

(略)

様式第4号(第14条関係)

(略)

様式第5号(第14条関係)

(略)

様式第6号(第15条関係)

(略)

様式第7号(第16条関係)

(略)

様式第8号(第17条関係)

(略)

様式第9号(第18条関係)

(略)

様式第10号(第20条関係)

(略)

(略)

様式第7号(第16条関係)

(略)

様式第8号(第17条関係)

(略)

様式第9号(第18条関係)

(略)

様式第10号(第20条関係)

(略)